

平成 22 年度予算案に係る当面の執行監視について（案）

平成 22 年度予算案に係る執行監視については、今後、国家戦略室から予算執行監視チームについての指針が示されるまで、当面、以下のとおり進めることとする。

1 予算の早期執行

総理指示に従い、「出来る限りの準備を進め、予算成立後、直ちに執行が可能となるような体制を整えておく」観点から、担当課においては、速やかな執行準備を進める。

2 副大臣・大臣政務官の事前了解

別紙の総務省予算執行監視チームが指定する予算案件については、担当課等において、委託費における事業者選定、補助金の交付決定、物品調達や役務請負契約の決定等について、事前に担当副大臣及び大臣政務官の了解を得る（総務省予算執行監視チーム事務局に適宜報告する）。

【指定の考え方】

- ① 新規施策
- ② 予算額が 1 億円以上で、かつ、地方公共団体等が関係するもの
- ③ 行政刷新会議事業仕分け、総務省事業仕分け、会計検査院等で指摘を受けたもの
- ④ その他、特に重要な施策として総務省予算執行監視チームが指定するもの

3 執行状況の報告、公表

総務省予算執行監視チームは、適宜適切に執行状況等を取りまとめ、公表する。